

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和4年5月23日

民生福祉常任委員会終了後

場所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第36号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第1回)について

審査番号① 市民部

- (1) 歳出(特定財源を含む)に係る説明

- 2-1-23 市民活動推進課(歳入 22-1-1)

地方債補正：地域交流センター整備事業債

- 2-3-1 市民課

- (2) 歳出(特定財源を含む)に係る質疑

審査番号② 福祉部

- (1) 歳出(特定財源を含む)に係る説明

- 3-2-11 子育て支援課(歳入 15-2-2)

- (2) 歳出(特定財源を含む)に係る質疑

※1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。

※2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うことがあります。

※3 歳出の説明するときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

■LABVプロジェクトに係るスケジュール

参考資料

【全体スケジュール】

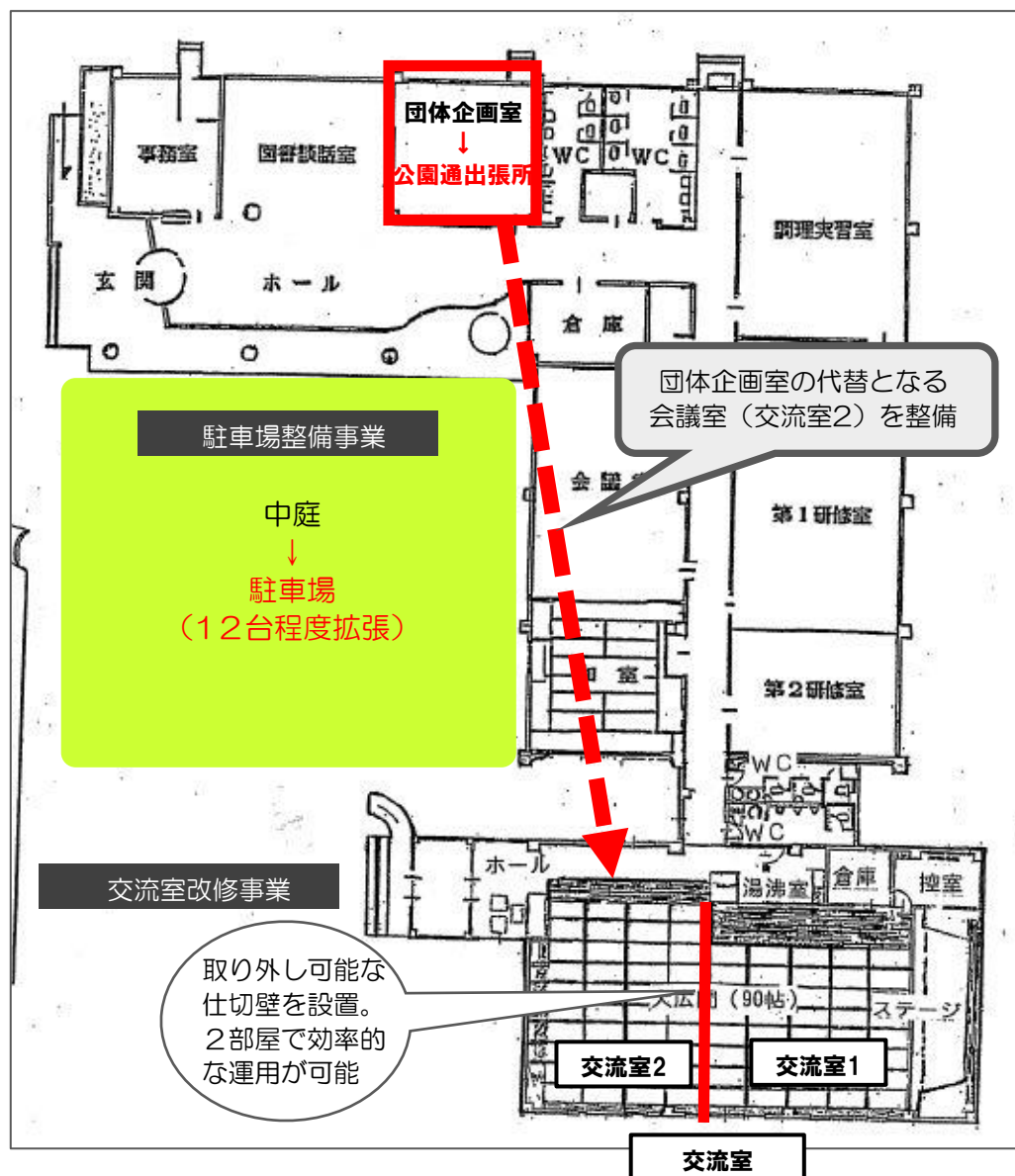
	案件	令和4年度												令和5年度					担当 委員会			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	～	1月	2月		3月		
1	商工センターの廃止		6月末日	廃止	廃止条例議案上程中															産業建設		
2	商工センター指定 管理期間変更		6月末日	変更	指定管理変更議案上程中																	
3	小野田商工会議所移転 ⇒ポリテクセンター	補正予算 議案上程中		● 引越	雇用能力開発支援センターへ																	
4	既存施設解体（廃棄 処理を含む）	補正予算 議案上程中			商工センター解体（外構等を含む）																総務文教	
5	公園通出張所移転 ⇒須恵地域交流センター	補正予算 議案上程中		● 引越	須恵地域交流センターへ																	民生福祉
6	須恵地域交流センター 改修	会議室改修 駐車場設置		改修工事 入札		設置工事		補正予算 議案上程中														
7	リーディング施設① 基本設計・実施設計	基本設計			実施設計			建築確認申請														
8	リーディング施設① 建設工事										設計監理・建設工事								建設完了	—		

【スケジュールの概要】

- ・既存施設の解体は、9カ月の施工期間を予定しています。建物部分の解体は12月までの予定です。
- ・工事期間中、公園通出張所は須恵地域交流センターに移転します。移転に伴い、交流センターに駐車場を増設し旧福祉会館部分を会議室用に改修予定です。
- ・工事期間中、小野田商工会議所は雇用能力開発支援センターに移転します。
- ・リーディング施設①の建設工事に要する期間は15カ月を見込んでいます。

L A B Vプロジェクトによる須恵地域交流センターの施設整備について

【須恵地域交流センター平面図】



【5月補正予算計上】

○駐車場整備事業

- ・駐車場不足の解消するため中庭を駐車場として整備する。
- ・駐車台数（予定） 整備前32台 → 整備後44台（12台増）
- ・事業費 8,100千円

○交流室改修事業

- ・団体企画室に公園通出張所が移転するため、交流室を間仕切りし、代替会議室として整備する。
- ・整備する交流室2は、床の畳を撤去してフローリングとし、机・椅子で会議等が行える仕様とする。
- ・事業費 1,428千円

【須恵地域交流センター駐車場整備事業】 イメージ



資料 3

駐 車 枠(予定)	
整備前	32台
整備後	44台

工事請負費	
8,000千円	



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について （案）

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

1. 対象者

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村

4. 費用

全額国庫負担（10／10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分との合計）

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には可能な限り6月までに支給（申請不要）※国の交付決定が5月下旬のため、支給については6月中の予定
- ②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）について（案）

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。
 - 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定される予定であり、マイナンバーを利用した管理や課税情報等の確認が可能。これにより、対象者の多くに申請不要で支給できる見込み。
- ※ 「特定公的給付」とは、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害又は感染症が発生した場合に支給されるもの等として内閣総理大臣が指定するものをいう。

1. 対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）

※ 令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする

- ・ 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

市町村（特別区を含む）

4. 費用

全額国庫負担（10／10）

※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯分との合計）

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）

※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、可能な限り速やかに支給
- ②の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

収入・所得基準額

ひとり親世帯分

申請者本人

扶養人数	収入基準額	所得基準額
0人	3,114,000円	1,920,000円
1人	3,650,000円	2,300,000円
2人	4,125,000円	2,680,000円
3人	4,600,000円	3,060,000円
4人	5,075,000円	3,440,000円
5人	5,550,000円	3,820,000円

扶養義務者

扶養人数	収入基準額	所得基準額
0人	3,725,000円	2,360,000円
1人	4,200,000円	2,740,000円
2人	4,675,000円	3,120,000円
3人	5,150,000円	3,500,000円
4人	5,625,000円	3,880,000円
5人	6,100,000円	4,260,000円

ひとり親世帯以外の子育て世帯分

申請者本人

世帯の人数	家族構成例	非課税相当限度額 (収入)	非課税限度額 (所得)
2人	夫(婦)+子1人	1,378,000円	828,000円
3人	夫婦+子1人	1,680,000円	1,108,000円
4人	夫婦+子2人	2,097,000円	1,388,000円
5人	夫婦+子3人	2,497,000円	1,668,000円
6人	夫婦+子4人	2,897,000円	1,948,000円
7人	夫婦+子5人	3,297,000円	2,228,000円
8人	夫婦+子6人	3,685,000円	2,508,000円
9人	夫婦+子7人	4,035,000円	2,788,000円